別紙１

静岡県の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 (R8年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) R６年度の 人件費率
R７年度	人 3,544,228	千円 1,323,649,341	千円 4,737,830	千円 308,982,801	% 23.3	% 24.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B		
R７年度	人 31,737	千円 141,315,178	千円 33,552,177	千円 61,100,520	千円 235,967,875	千円 7,435	千円

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数については、令和７年４月１日現在の人数である（常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が１月に 18 日未満の臨時講師を除く）。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
R７年度	人 32,189	千円 141,315,178	千円 33,552,177	千円 61,100,520	千円 235,967,875	千円 7,331

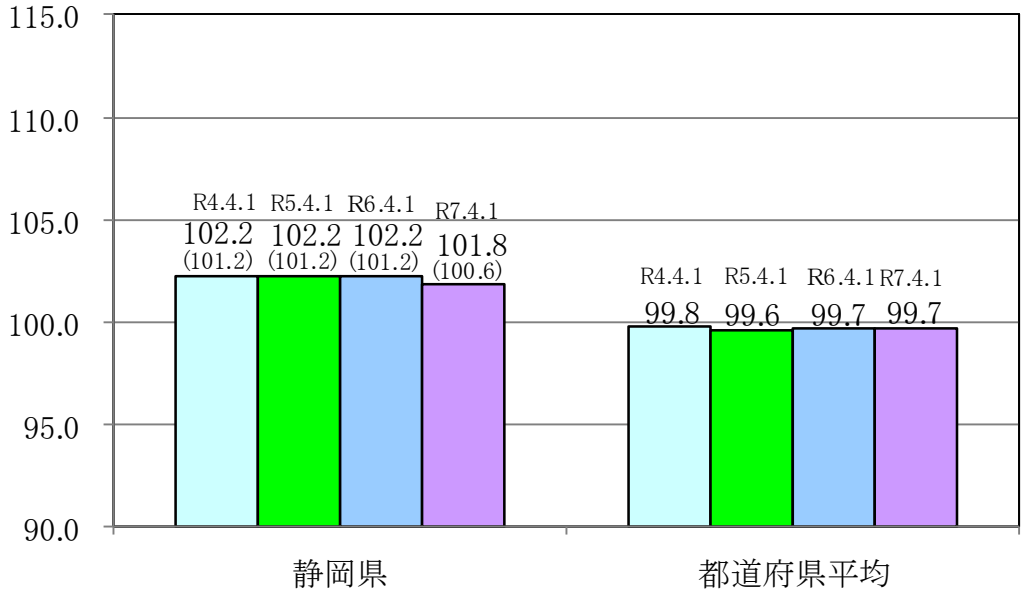
（注）この表は、（２）の給与費計には臨時講師分が含まれており、職員数には（２）注２に示すとおり、一部の臨時講師分は含まれていないため、令和７年４月１日現在で該当する 452 人を含んで算出したものである。

(3) 平均給与月額の状況（他の都道府県との比較）（令和７年４月１日現在）

順位	都道府県	R７ 平均給与月額（円）	R６ 平均給与月額（円）	R７-R６ 差額（円）
1	東京都	409,878	400,180	+9,698
2	神奈川県	391,309	382,894	+8,415
3	愛知県	388,069	377,124	+10,945
4	兵庫県	384,983	376,521	+8,462
5	大阪府	382,395	372,599	+9,796
6	静岡県	379,913	371,183	+8,730
国		414,480	405,378	+9,102

（注）　「平均給与月額」とは、給料月額と諸手当月額(扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当、管理職手当、寒冷地手当)を合計したもの。

(4) ラスパイレス指数の状況



（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100 を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

【主な理由】

本県では、人事委員会勧告に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させるため、給料表の給料月額に一定率を乗じて水準調整しているため。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
R８年度	413,433	401,329	12,104 (3.02%)	3.01		

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合　A	公務員の支給月数B	較差 A－B	勧告（改定月数）		
R８年度	月 4.72	月 4.65	月 0.07	月 0.05	月	月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(6) 社会と公務の変更に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】

国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から 10 級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［(実施)　未実施］

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】

令和７年４月１日

【内容】

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から７級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、８級から 10 級の隣接する級間での給料月額の重なりの解消等を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を基本に改定を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）※普通会計ベースにより算出

【支給割合】

国基準５．０３％に対し、静岡県においては５．０％を支給（令和８年度）。

【実施時期】

令和７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和７年４月１日時点は４．１５％、令和８年４月１日から５．０％を支給。

【参考】

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	4.0%	4.15%	5.03%
静岡県の支給割合	3.7%	4.15%	5.0%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国の見直し内容を踏まえて見直しを実施。（令和７年４月１日実施）

(7) 特記事項

（給与削減の状況）

県の財政状況を考慮し、下記の内容で給与削減措置を講じている。

区分		対象者	削減措置	実施期間
特別職	給料	知事	10%	令和８年１月１日から 令和９年３月31日まで
		副知事、教育長	7%	
		上記以外の常勤の特別職 （人事委員会の常勤の委員、 常勤の監査委員、がんセンター局長）	5%	
一般職	管理職手当	本庁課長級以上の職員（管理職手当３種以上）	5%	

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
静岡県	42.7歳	348,862円	455,256円	391,002円
国	歳	円	―	円
都道府県平均	歳	円	円	円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 （Ａ）	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 （Ｂ）	Ａ／Ｂ
静岡県	51.8歳	98人	298,613円	353,336円	323,513円	―	―	―	―
うち用務員	56.7歳	39人	314,266円	346,751円	337,923円	用務員	51.4歳	284,903円	121.7
うち運転手	58.8歳	14人	272,741円	340,210円	295,443円	自家用乗用自動車運転手	＊	＊	―
うちその他技能労務職	45.3歳	45人	293,097円	363,126円	319,966円	―	―	―	―
国	歳	人	円	―	円	―	―	―	―
都道府県平均	歳	人	円	円	円	―	―	―	―

※民間データは、静岡県人事委員会が行った「令和７年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。

※「＊」は、調査実員数が１人であることを示している。

※職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

【参考】

区　分	民間			参考	参考		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 （Ｃ）	Ａ／Ｃ	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 （Ｄ）	民間 （Ｅ）	Ｄ／Ｅ
静岡県	―	―	―	―	―	―	―
うち用務員	用務員	歳	円		5,697,981円	円	
うち運転手	自家用乗用自動車運転手	歳	円		5,253,366円	円	
うちその他技能労務職	―	―	―	―	5,842,112円	―	―

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和５年～７年の３ヶ年平均）

※賃金構造基本統計調査における労働者とは、労働基準法第９条にいう労働者をいい、臨時労働者（常用労働

者に該当しない日々又は１か月以内の期間を定めて雇われる労働者のうち、４月又は５月に雇われた日数がいずれかの月において 17 日以下の労働者）が含まれている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（Ｄ）」及び「民間（Ｅ）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	44.3歳	403,285円	468,907円
都道府県平均	歳	円	円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	41.9歳	388,515円	442,899円
都道府県平均	歳	円	円

⑤警察職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
静岡県	39.4歳	362,935円	494,259円	406,909円
国	歳	円	―	円
都道府県平均	歳	円	円	円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和８年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）　職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		静　岡　県	国
一般行政職	大学卒	239,073円	232,000円
	高校卒	207,981円	200,300円
技能労務職	高校卒	206,271円	－
高等学校教育職	大学卒	267,045円	－
	高校卒	223,477円	－
小・中学校教育職	大学卒	267,045円	－
	高校卒	223,477円	－
警察職	大学卒	276,805円	269,200円
	高校卒	245,814円	230,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区分		経験年数 １０年	経験年数 ２０年	経験年数 ２５年	経験年数 ３０年
一般行政職	大学卒	304,761円	380,569円	402,712円	420,324円
	高校卒	272,982円	348,085円	362,905円	393,585円
技能労務職	高校卒	253,914円	－	－	－
	中学卒	－	－	－	－
高等学校教育職	大学卒	365,234円	432,354円	452,677円	462,562円
	高校卒	304,485円	－	－	－
小・中学校教育職	大学卒	361,603円	427,070円	444,113円	449,701円
	高校卒	－	－	－	－
警察職	大学卒	315,213円	403,345円	423,043円	440,816円
	高校卒	302,782円	371,739円	407,480円	428,281円

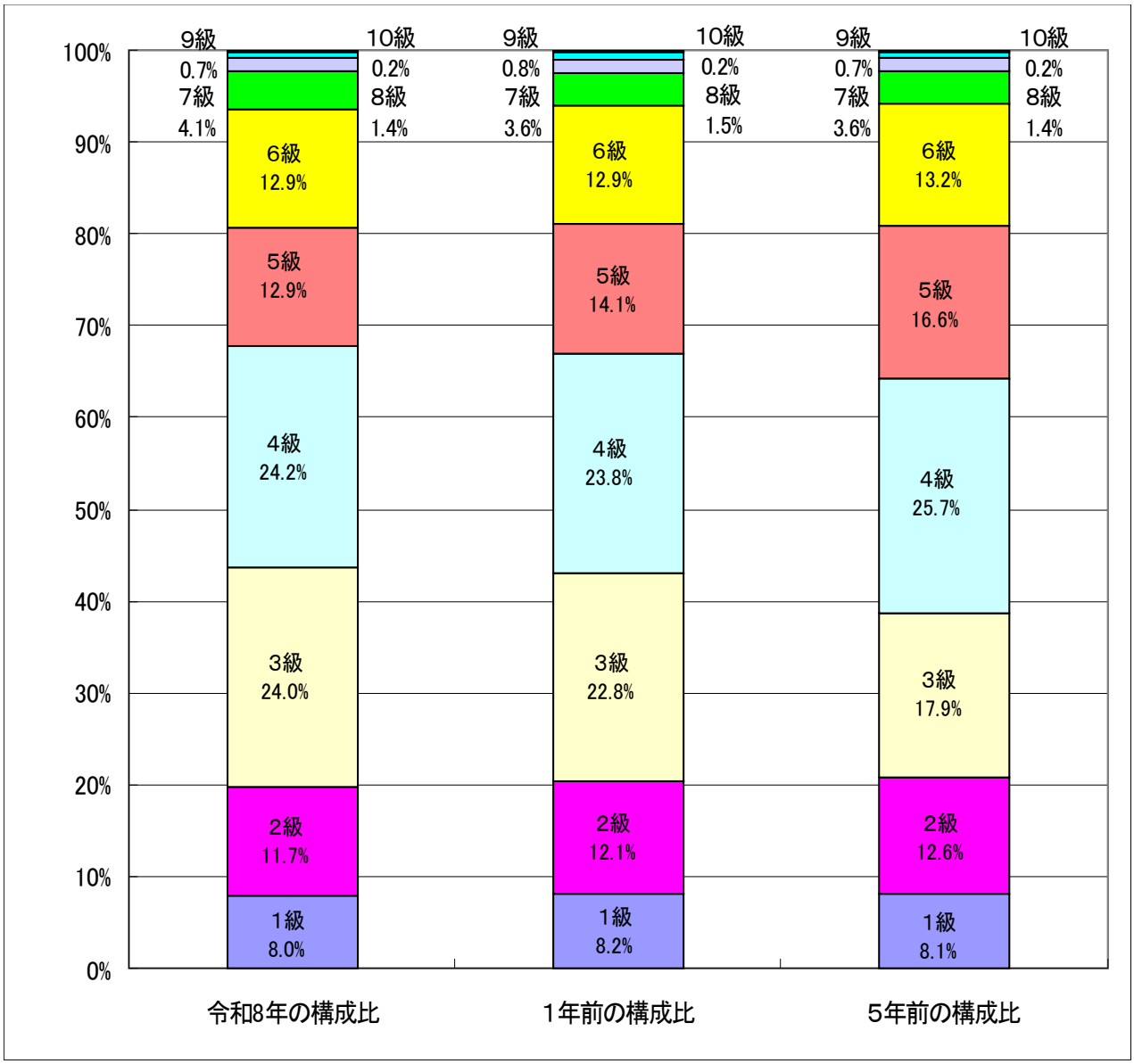
（注）１　上記集計のうち、次に示す区分については、該当者が３人以下のため、前後１年の実績を加算、平均して算出している。
・技能労務職・高校卒の経験年数 10 年
・高校教育職・高校卒の経験年数 10 年
２　該当者がいない場合または前後１年の実績を加算しても該当者が３人以下の場合は、「ハイフン（－）」としている。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

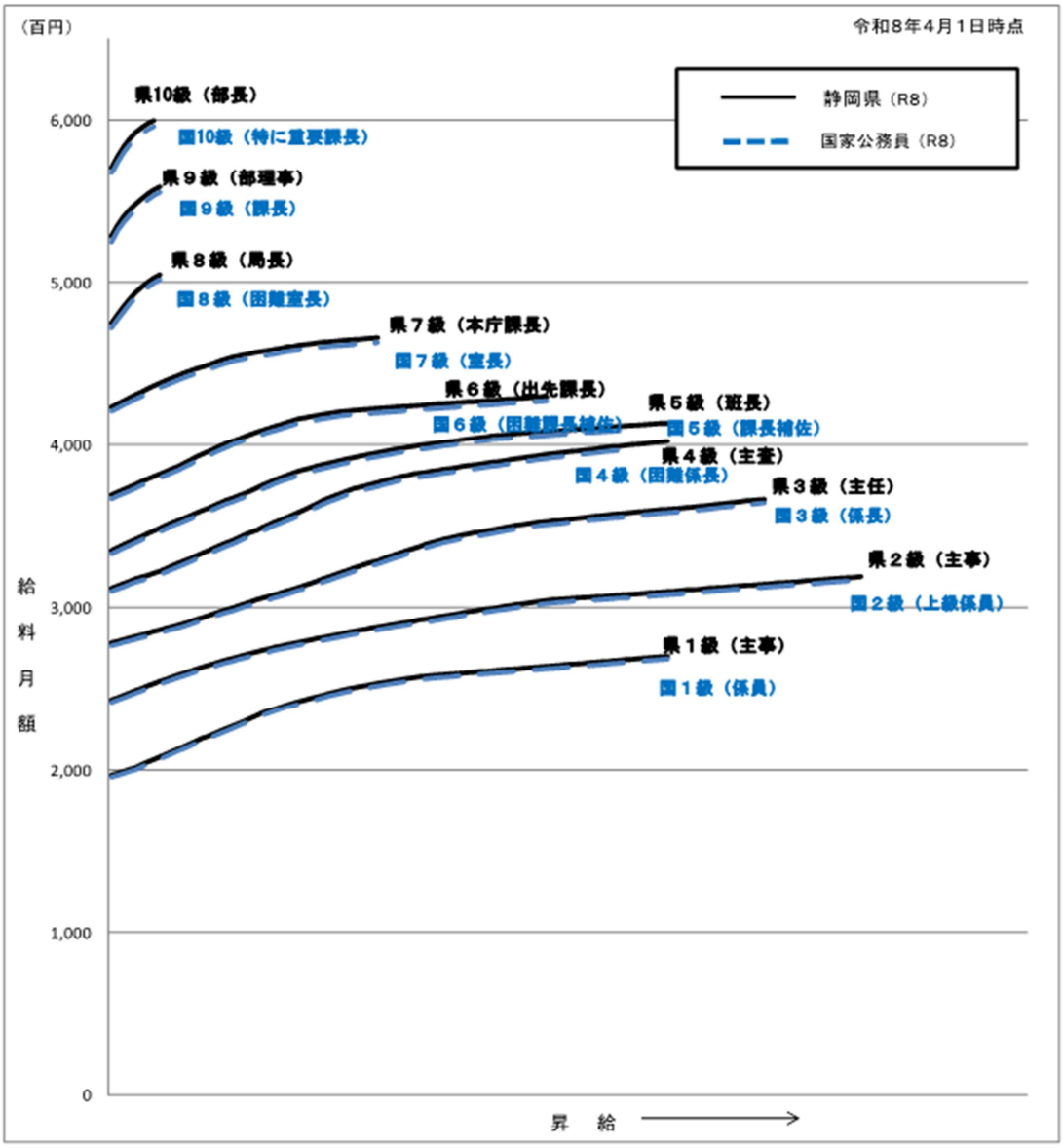
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和８年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
10　級	本庁の部長	13 人	0.2 %	570,616 円	599,695 円
9　級	本庁の部長代理	41 人	0.7 %	528,556 円	558,742 円
8　級	本庁の局長	82 人	1.4 %	474,825 円	504,609 円
7　級	本庁の課長	242 人	4.1 %	423,308 円	465,870 円
6　級	本庁の参事 本庁の課長代理	769 人	12.9 %	369,074 円	429,647 円
5　級	班長、主幹	766 人	12.9 %	334,662 円	413,548 円
4　級	総括主査、主査	1,439 人	24.2 %	311,720 円	402,178 円
3　級	主任	1,425 人	24.0 %	278,013 円	366,458 円
2　級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師	697 人	11.7 %	243,500 円	318,764 円
1　級	定型的な業務を行う主事、技師	473 人	8.0 %	197,013 円	269,963 円

（注）１　職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。


100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
9級 0.7%
7級 4.1%
6級 12.9%
5級 12.9%
4級 24.2%
3級 24.0%
2級 11.7%
1級 8.0%
10級 0.2%
8級 1.4%
9級 0.8%
7級 3.6%
6級 12.9%
5級 14.1%
4級 23.8%
3級 22.8%
2級 12.1%
1級 8.2%
10級 0.2%
8級 1.5%
9級 0.7%
7級 3.6%
6級 13.2%
5級 16.6%
4級 25.7%
3級 17.9%
2級 12.6%
1級 8.1%
10級 0.2%
8級 1.4%
令和8年の構成比
1年前の構成比
5年前の構成比

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職(一)）（令和８年４月１日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（静岡県）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

静　　岡　　県	国
１人当たり平均支給額（R７年度） 1,882千円	－
（R７年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.525 月分　　2.125 月分 (　1.425)月分　(　1.025)月分	（R７年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.525 月分　　2.125 月分 (　1.425)月分　(　1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　５～20％ ・管理職加算　20～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　５～20％ ・管理職加算　10～25％

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（静岡県）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	＼		＼	
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和８年４月１日現在）

静岡県			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率		83.7/100	調整率		83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（２％～20%加算） （退職時特別昇給　無）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（３％～45%加算）		
	自己都合	勧奨・定年			
１人当たり平均支給額	3,292 千円	24,080 千円	—		

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
２　「勧奨・定年」、「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）		6,199,456千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）		191,000円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
静岡市	5%	7,150人	8%
浜松市	5%	3,343人	4%
沼津市	5%	2,322人	4%
熱海市	5%	352人	4%
三島市	5%	874人	4%
富士宮市	5%	1,056人	4%
伊東市	5%	427人	4%
島田市	5%	956人	4%
富士市	5%	2,165人	4%
磐田市	5%	1,759人	4%
焼津市	5%	1,026人	4%
掛川市	5%	1,324人	4%
藤枝市	5%	1,714人	4%
御殿場市	5%	781人	4%
袋井市	5%	976人	4%
下田市	5%	479人	4%
裾野市	5%	439人	13%
湖西市	5%	559人	4%
伊豆市	5%	236人	4%
御前崎市	5%	203人	4%
菊川市	5%	493人	4%
伊豆の国市	5%	730人	4%

牧之原市	5%	459人	4%
東伊豆町	5%	80人	4%
河津町	5%	33人	4%
南伊豆町	5%	64人	4%
松崎町	5%	81人	4%
西伊豆町	5%	37人	4%
函南町	5%	262人	4%
清水町	5%	230人	4%
長泉町	5%	239人	4%
小山町	5%	165人	4%
吉田町	5%	251人	4%
川根本町	5%	71人	4%
森町	5%	174人	4%
埼玉県さいたま市	13%	1 人	13%
千葉県千葉市	13%	1 人	13%
千葉県柏市	8%	2 人	8%
東京都特別区	20%	46 人	20%
東京都府中市	16%	2 人	16%
東京都小平市	16%	3 人	16%
神奈川県横浜市	16%	1 人	16%
神奈川県川崎市	16%	1 人	16%
新潟県新潟市	1%	1 人	1%
石川県金沢市	4%	1 人	4%
石川県輪島市	0%	2 人	0%
石川県穴水町	0%	6 人	0%
石川県能登町	0%	1 人	0%
山梨県甲府市	4%	1 人	4%
愛知県名古屋市	13%	1 人	13%
大阪府大阪市	16%	2 人	16%
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16%	28人	16%
平均支給割合	5%	―	5.03%

（注）「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			1,434,666千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			74,800円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R７年度）			41.5%		
手当の種類（手当数）			40		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
対人折衝等業務手当	本庁又は財務事務所に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に関する業務	日額650円又は975円	239人	6,610千円
	健康福祉センターその他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	社会福祉に関する指導、保護等の業務		50人	2,987千円
	本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第27条第1項若しくは第2項の規定に基づく診察若しくは調査、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条の2の2第1項若しくは第34条第1項から第3項までの規定に基づく移送又は同法第47条第1項若しくは第5項の規定に基づく相談若しくは援助の業務		78人	2,603千円
	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	現地における公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務		137人	1,242千円
航空手当	回転翼航空機に搭乗し、右の業務に従事した職員	捜索救難の業務 災害発生状況等の調査の業務 上記の業務に係る教育訓練の業務	１時間につき1,900円（低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30%加算）（飛行中降下430円又は870円加算）	12人	2,961千円

死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		
臨床等業務手当	本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師である職員	診療、検診又は保健指導の業務	日額310円～2,190円	14人	4,028千円
防疫等作業手当	右の業務に従事した職員	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の予防救治又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務	日額360円 （心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合は100%加算）	66人	73千円
	家畜保健衛生所に勤務する職員のうち給料の調整額が支給されている職員以外の職員で右の業務に従事した職員	家畜の伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合における、伝染病菌を有し、又は有する疑いのある家畜に対する防疫業務	日額310円～760円	1,338人	945千円
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額360円		
有害薬品等取扱手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日額310円	116人	1,523千円
		麻薬取締員として行う麻薬に関する取締り等の業務	日額1,500円	3人	52千円

動物管理等作業手当	右の業務に従事した職員	狂犬病予防法第５条第１項若しくは第６条第１項若しくは第２項に規定する作業、抑留犬の管理に関する作業、捕獲犬若しくは処分犬の輸送の作業又は動物の愛護及び管理に関する法律第35条第１項に規定する犬の引取りに関する業務	日額450円	31人	97千円
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項に規定する鳥獣の捕獲等に関する作業で人事委員会規則で定める業務			
	動物愛護センターに勤務する職員	動物の収容、管理又は処分に関する業務			
廃棄物処理施設等立入検査業務手当	本庁又は健康福祉センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第１項又は静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第31条第１項に規定する立入検査の業務（市町村等公共団体の管理するごみ処理施設への立入検査を除く）	日額360円	59人	340千円
職業訓練等手当	職業能力開発施設に勤務し、実習を伴う職業訓練の科目を担当する職員	職業訓練の業務	１月につき給料月額に7/100を乗じて得た額	45人	9,913千円
	漁業高等学園に勤務し、漁業に関する実習教育を担当する職員	実習教育の業務			
	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	講師の業務	１時間につき200円（上限１月につき18,000円）	5人	186千円
家畜取扱手当	畜産技術研究所に勤務する職員	飼養管理のために牛又は豚を制する業務	日額310円	26人	374千円

危険現場作業手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水の業務	1時間につき540円～1,500円	5人	50千円
		圧搾空気内で行う監督、測量等の業務	1時間につき420円		
		地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、測量等の業務	日額310円又は360円	2人	1千円
		管渠内、掘削中のトンネルの坑内又は掘削中のたて坑で人事委員会規則で定めるものの坑内で行う監督、測量等の業務（圧搾空気内で行う監督、測量等の業務を除く。）	日額450円	3人	2千円
		火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の業務	日額750円		
		車両の通行を遮断することなく道路上で行う道路工事に係る監督、検査、調査又は測量の業務	日額310円	10人	7千円
応急防災等作業手当	右の業務に従事した職員	人事委員会規則で定める作業環境を劣悪にする異常な気象状態の下で、道路交通の安全の確保のために行う道路の巡視その他人事委員会規則で定める業務	日額710円～2,160円	148人	372千円
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路そ			

		の他の人事委員会規則で定める現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急的な工事の監督、測量等の作業			
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(人事委員会規則で定める区域に限る。)に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業			
夜間定時制課程勤務手当	高等学校における夜間の定時制課程の勤務を本務とする職員	教育委員会が別に定める時間以上の当該定時制課程に係る業務	日額230円		
兼務手当	昼間授業若しくはその補助を本務とする教育職員又は夜間授業若しくはその補助を本務とする教育職員	昼夜の異なる課程の授業の業務又はその補助業務	1時間につき2,000円	18人	1,472千円
	本務として勤務する学校において教育委員会が別に定める授業時間数以上の授業を担当する教育職員	他の学校における授業の業務			
特殊業務手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学	学校管理下において行う非常災害時における児童若しくは生	日額8,000円 (平日4時間以上7時間45分未満4,000円)	1人	8千円

	校に勤務する職員のうち、高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の特２級、２級又は１級である教育職員	徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	※被害が特に甚大な場合は日額16,000円 （平日４時間以上７時間45分未満8,000円）		
		学校管理下において行う児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	日額8,000円 （平日４時間以上７時間45分未満4,000円）		
		学校管理下において行う児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額8,000円 （平日４時間以上７時間45分未満4,000円、平日２時間以上４時間未満2,000円、週休日等２時間以上４時間未満4,000円）		
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの	日額5,100円 （４時間以上７時間45分未満2,550円）	6,166人	86,532千円
		泊を伴う又は週休日等に行う人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	日額5,100円 （４時間以上７時間45分未満3,600円）	4,755人	96,598千円
		週休日等に行う学校管理下において行われる児童又は生徒に対する部活動指導業務	日額2,700円	5,943人	470,375千円
		週休日等に行う入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	日額900円 （４時間以上７時間45分未満450円）		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち規則で定める主任等である教育職員	教務主任、学年主任、生徒指導主事等の業務	日額150円	4,100人	181,634千円

死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		
有害薬品等取扱手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額310円		
夜間中学業務手当	夜間授業を行う中学校に勤務する教育職員	夜間授業に係る業務	日額870円又は日額1,000円	19人	4,177千円
応急防災等作業手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(人事委員会規則で定める区域に限る。)に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業	日額710円～1,620円		
警備艇運転整備手当	右の業務に従事した職員	警備艇の運転及び整備作業	日額200円	11人	108千円
看守護送手当	警部補以下の階級にある警察官	留置施設における看守の業務又は被疑者その他拘禁されている者の護送	日額310円	2,721人	18,673千円
死体処理手当	職員（警察官以外の職員にあっては、鑑識作業に従事する者に限る。）	死因鑑定のために行う死体解剖の立会い作業、死体解剖の補助作業又は死体の検視、見分等の作業	1体につき1,600円～3,200円	2,594人	53,779千円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	指掌紋、手口、写真又は足跡について専門的知識を利用する犯罪鑑識作業	日額310円（犯罪現場において作業する場合560円）	176人	4,506千円

		文書、理化学、法医学又は銃器弾薬類について科学的専門知識を利用する犯罪鑑識作業	日額560円	26人	1,467千円
航空手当	右の業務に従事した職員	回転翼航空機を操縦し、又は航空機に搭乗して行う犯罪捜査、交通規制、捜索救難等若しくは整備の業務	1時間につき1,900円～5,100円 （低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30％加算） （飛行中降下430円～870円加算）	62人	9,014千円
		航空機に搭乗しての犯罪捜査等の教育訓練の業務			
	航空整備士	航空機の整備作業	日額1,060円	6人	1,386千円
山岳遭難者救助等手当	山岳遭難救助隊員に指定された職員	山岳遭難者の救助作業、救助訓練又は山岳の巡視作業	日額840円～1,680円	139人	901千円
潜水手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間につき540円～1,500円	19人	200千円
交通事故実況見分手当	警察官	高速自動車国道における交通事故の実況見分又は一般国道1号等の道路における夜間の交通事故の実況見分の作業	1件につき450円	544人	2,854千円
運転免許技能試験手当	運転免許技能試験官	道路上において行う自動車運転免許技能試験の業務	日額240円	13人	83千円
爆発物処理作業等手当	爆発物処理班員に指定された職員	爆発物（爆発物である疑いがある物件を含む）の処理の作業	1件につき5,200円	6人	52千円
	右の業務に従事した職員	特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いがある物質の処理作業	日額4,600円		
		特殊危険物質被害危険区域内における作業	日額250円		
		特殊危険物質製造過程の解明等実験で特殊危険物質発生のおそれがあるもの	日額460円		
私服作業等手当	私服員（警部以下の階級にある警察官に限る。）	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の業務	日額560円	2,914人	61,343千円

		天皇、皇族等の身辺の護衛の作業	日額1,150円	149人	1,375千円
		その他の皇族の身辺の護衛の作業	日額 640 円	42人	27千円
		国外における犯罪の捜査に関する情報収集の作業	日額1,100円		
	少年警察補導員	少年の非行防止のための街頭補導、少年相談等の業務	日額240円	29人	197千円
警ら手当	警部以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う広域的な警ら業務	日額560円	41人	2,503千円
	警部補以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う警ら業務	日額420円	1,568人	38,526千円
		警ら業務	日額340円	2,278人	80,471千円
交通整理取締手当	警部以下の階級にある警察官	交通整理取締用の自動二輪車又は自動車に乗務して行う広域的な交通整理取締り業務	日額560円	158人	10,921千円
	警部以下の警察官	交通整理取締り業務	日額 340 円	1,039人	7,464千円
	交通巡視員		日額 290 円	14 人	5千円
夜間特殊業務手当	職員（警察官にあっては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1回につき410円～1,100円	5,439 人	260,694 千円
呼出手当	職員（警察官にあっては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間外における呼出命令により、夜間において緊急に行う犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通取締り、犯罪鑑識又は爆発物の処理の作業	1回につき1,240円	441人	837千円

災害応急作業等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備若しくは遭難救助の作業又はこれらに相当する作業	日額840円～40,000円		
核物質輸送警備手当	警部以下の階級にある警察官	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う核物質の輸送の警備の業務	日額640円		
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器又は銃器と思われるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う上記の２つの作業に付随して行われる固定配置の作業	日額820円～1,100円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		

		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者から危害を受けるおそれのある者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業のうち、身辺警戒及び固定警戒の作業	日額820円		
遠隔地水上警戒作業手当	右の業務に従事した職員	海上保安庁の船舶に乗り組んで行う遠隔の地にある離島の周辺の海域における警戒の作業	日額1,100円～1,650円		

（注）手当別の支給職員数及び支給実績は、支給後の追給、返納分を含まない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R７年度決算）	7,074,768千円
職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	492千円
支給実績（R６年度決算）	6,837,689千円
職員１人当たり平均支給年額（R６年度決算）	476千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）		0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）		0円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額
井之頭小学校根原分校	世帯主である職員（扶養親族有）	99,000円
寒冷地手当法別表に掲げる地域に所在する公署	世帯主である職員（扶養親族無）	57,000円
	その他の職員	41,000円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	基準日（10月31日）に、国における11月から翌年３月までの５月分に相当する額を一括支給する。（国では、11月から翌年３月までの各月に支給。）	

(7) その他の手当(令和８年４月１日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R7年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○扶養親族たる子 14,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子１人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表８級相当職員 3,500円 ・行政職給料表９級以上相当職員 不支給	異なる	○扶養親族たる子 13,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子１人につき5,000円加算	3,585,333 千円	290,300 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円 ・２分の１加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の２分の１の額	異なる	○借家・借間に居住する場合 ・全額支給限度額 11,000 円 ・２分の１加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 28,000 円	2,514,553 千円	309,900 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することや自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 ・１か月当たり最高支給限度額 150,000 円 ・交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額（2,000 円～5,800 円）＋加算額（３㎞を超える１㎞につき 175 円～570 円）	異なる	自動車等使用者の使用距離の額及び区分が異なる	4,675,062 千円	162,100 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当に関する規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の	異なる	一部国と異なる区分あり	1,792,068 千円	779,500 円

<table>
<tr><td></td><td>区分に応じ定める額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>休日勤務手当</td><td>勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。
１時間当たりの支給額:勤務１時間当たりの給与額×135/100</td><td>同じ</td><td></td><td>1,273,374 千円</td><td>186,500 円</td></tr>
<tr><td>産業教育手当</td><td>実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する教育職員に支給する。
月額：給料月額×5/100（定時制通信教育手当の支給を受ける者については、3/100）</td><td></td><td></td><td>120,862 千円</td><td>221,400 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">初任給調整手当</td><td>（第１種初任給調整手当）
医学、歯学、獣医学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。
月額：3,000 円～417,600 円</td><td>異なる</td><td>獣医師には支給していない</td><td>56,734 千円</td><td>709,200 円</td></tr>
<tr><td>（第２種初任給調整手当）
月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給する。
月額:①と②の差額を月額に換算した額
①
（給料月額＋地域手当）×12/38.75×52
②
<table><tr><th>職員の在勤する地域</th><th>基準額</th></tr><tr><td>東京都</td><td>1,226 円</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>1,097 円</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>1,177 円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>単身赴任手当</td><td>公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。
月額：30,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額</td><td>異なる</td><td>交通距離 100km 以上 300km 未満の区分を細分化、50km ごとに加算額を規定</td><td>88,233 千円</td><td>399,200 円</td></tr>
<tr><td>在宅勤務等手当</td><td>住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3 か月以</td><td>同じ</td><td></td><td>9 千円</td><td>4,500 円</td></tr>
</table>

	上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000円				
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給する。 月額:(給料の月額＋扶養手当)×4/100～25/100	同じ		7,992千円	170,000円
へき地手当	山間地、離島その他の地域に所在する小学校等に勤務する職員に支給する。 月額:(給料の月額＋扶養手当)×4/100～25/100			67,738千円	387,100円
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程をおく高等学校の校長及び教員に支給する。 月額：給料月額×4～6/100（管理職手当を受ける職員は4/100）			94,154千円	229,100円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給する。 月額：1,300円～5,600円			1,069,651千円	59,600円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導等に従事する職員に支給する。 月額：給料月額の6/100			29,106千円	236,600円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 １回当たり：4,700円～7,700円	同じ		138,891千円	97,500円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後10時から午前５時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 １回当たり：上記①の場合3,000円～12,000円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100分の150を乗じて得た額)、上記②の場合1,500円～6,000円(ただし、6	異なる	国は、週休日に勤務した場合１回当たり6,000円～12,000円、平日深夜に勤務した場合１回当たり3,000円～6,000円	47,688千円	94,200円

	時間を超える場合の勤務にあっては、100分の150を乗じて得た額）				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給する。 １時間当たりの支給額:勤務１時間当たりの給与額×25/100	同じ		721,379千円	126,800円

５　旅費（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）	1,427,438 千円
職員１人当たり平均支給年額	44,179 円

（注）　職員１人当たり平均支給年額は、支給実績（R７年度決算）から、外部講師等が旅行した場合に支給された旅費額を除き、令和７年４月１日現在の職員数(公営企業職員を除き、常勤の特別職職員及び臨時講師を含む。)で除した額である。

(1)　内国旅行

種　　類		支給額及び支給要件
鉄道賃	運　賃	乗車に要する運賃
	急行料金	急行列車を利用する場合の料金 ただし、次に該当する場合に限る。 ・特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 70km 以上である場合 ・新幹線で片道 70km 未満 50km 以上の区間で、公務上特に緊急な必要がある場合 ・普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50km 以上である場合
	座席指定料金	指定席を利用する場合の料金 ただし、急行列車を運行する線路による旅行で片道 100km 以上である場合に限る。
航空賃		実費額
車賃	バス代	実費額
	タクシー代	実費額 ただし、公用車を利用できない旅行で、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
	自家用自動車の公務使用	実走行距離１km 当たり 18 円 ただし、自家用自動車の公務使用を承認された場合に限る。
旅行諸費		一日につき県内 200 円、県外 800 円 ただし、勤務公署から４km 以内の地域は支給しない。
宿泊料		一夜につき 11,800 円 なお、指定された宿泊施設を利用したため規定の宿泊料を支給することが適当でない場合や長期研修の場合等については、実費額を支給

(2)　外国旅行

種　　類		支給額及び支給要件
鉄道賃	運　賃	乗車に要する運賃
	急行料金 寝台料金	公務上の必要により急行料金又は寝台料金を必要とした場合は、その料金
航空賃		実費額
車賃	バス代	実費額
	タクシー代	実費額 ただし、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
日　　当		旅行地の区分に応じた定額　一日につき 3,500 円～7,200 円
宿泊料		実費額を支給 ただし規定で定める特別の事情がない限り、旅行地の区分に応じた上限額（一夜につき 13,500 円～22,500 円）を超えることができない。

６　特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事	1,214,100円	（1,349,000円）	
	副知事	1,024,860円	（1,102,000円）	
議員報酬	議長	1,061,000円		
	副議長	937,000円		
	議員	865,000円		
期末手当		（R8年度支給割合）		
	知事	3.45月分	（3.50月分）	
	副知事	3.45月分	（3.50月分）	
		（R8年度支給割合）		
	議長	3.45月分	（3.50月分）	
	副議長	3.45月分	（3.50月分）	
	議員	3.45月分	（3.50月分）	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
	知事	134.9万円×在職期間×65/100	4208.9万円	任期毎
	副知事	110.2万円×在職期間×40/100	2115.8万円	任期毎
	備考			
旅費・費用弁償		（内国旅行の宿泊料【定額】）	（外国旅行の日当【定額】）	（外国旅行の宿泊料【上限額】）
	知事	16,500 円	5,700 円～9,400 円	19,300 円～32,200 円
	副知事	16,500 円	5,100 円～8,300 円	19,300 円～32,200 円
	議長	16,500 円	5,700 円～9,400 円	19,300 円～32,200 円
	副議長	16,500 円	5,100 円～8,300 円	19,300 円～32,200 円
	議員	16,500 円	5,100 円～8,300 円	19,300 円～32,200 円
	備考	内国旅行の旅行諸費は支給しない。 記載のない事項は一般職の職員の例による。		

（注）1　給料及び期末手当の（　）内は、減額措置を行う前の金額等である。
　　2　退職手当の「１期の手当額」は、上欄の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

７　職員数の状況

(1)　部門別職員数の状況と主な増減理由

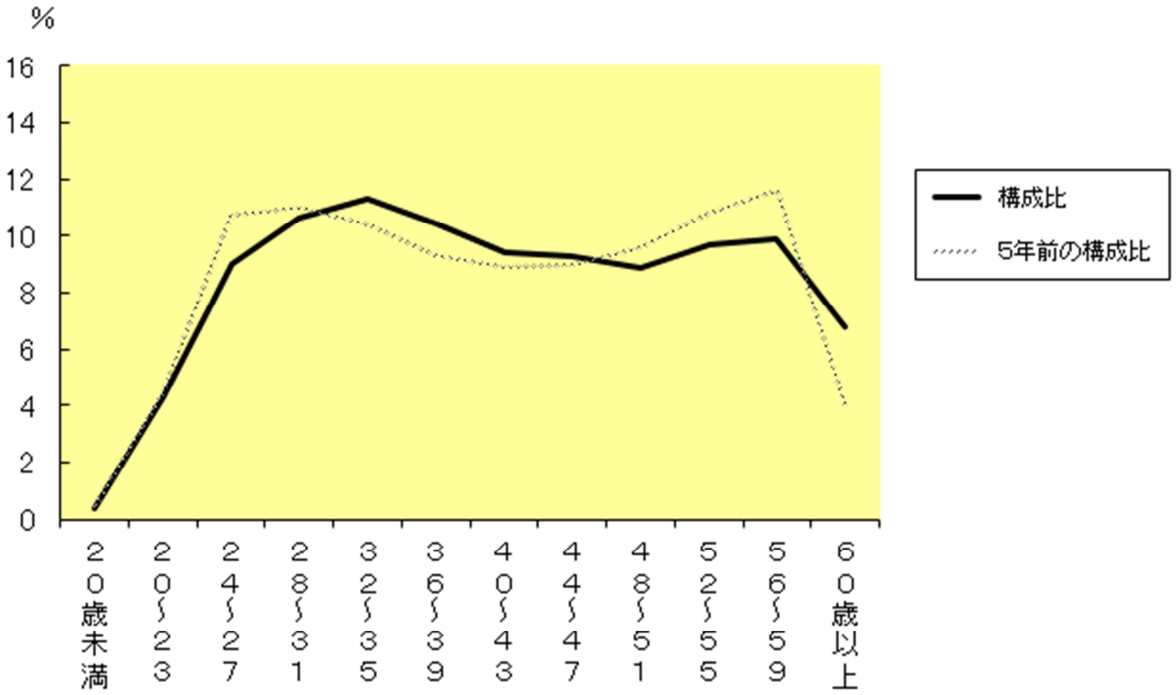
（各年４月１日現在）

区分／部門			職員数 令和７年	職員数 令和８年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	41	41	±0	
		総務	989	999	＋10	・ファシリティマネジメントの推進など
		税務	462	467	＋5	
		民生	568	574	＋6	・一時保護所体制の強化など
		衛生	756	750	▲6	・感染症対策体制の見直しなど
		労働	145	144	▲1	
		農林水産	1,236	1,251	＋15	・食肉センター運用開始に伴う体制見直しなど
		商工	365	368	＋3	
		土木	1,110	1,102	▲8	・公共土木事業の完了に伴う体制見直しなど
		計	5,672	5,696	＋24	（参考：人口10万人当たり職員数 161人）
	教育部門		19,020	18,865	▲155	
	警察部門		7,033	7,049	＋16	

	小　　計	31,725	31,610	▲115	（参考：人口10万人当たり職員数 895人）
公営企業等会計部門	病院	1,213	1,225	＋12	・病院の運営体制の見直しなど
	水道	45	45	±0	
	下水道	20	19	▲1	
	その他	129	133	＋4	
	小　　計	1,407	1,422	＋15	
合　　計		33,132 [33,661]	33,032 [33,569]	▲100 [▲92]	（参考：人口10万人当たり職員数 939人）

（注）1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2　［　　］内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和８年４月１日現在）



区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 136	人 1,415	人 2,976	人 3,494	人 3,725	人 3,443	人 3,095	人 3,082	人 2,935	人 3,208	人 3,269	人 2,254	人 33,032

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度／部門別	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	5,709	5,721	5,689	5,675	5,672	5,696	▲13(▲0.2%)
教育	19,825	19,589	19,349	19,213	19,020	18,865	▲960(▲4.8%)
警察	7,031	7,066	7,038	7,064	7,033	7,049	18(0.3%)
普通会計計	32,565	32,376	32,076	31,952	31,725	31,610	▲955(▲2.9%)
病院	1,185	1,211	1,222	1,218	1,213	1,225	40(3.4%)
水道	45	45	45	45	45	45	0
下水道	20	20	20	20	20	19	▲1(▲5.0%)
その他	128	127	135	132	129	133	5(3.9%)
公営企業会計計	1,378	1,403	1,422	1,415	1,407	1,422	44(3.2%)
総合計	33,943	33,779	33,498	33,367	33,132	33,032	▲911(▲2.7%)

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2　令和６年能登半島地震等の被災地支援に係る職員を含む（令和３年は４人、令和４年は２人、令和５年は０人、令和６年は２人、令和７年は 11 人、令和８年は 10 人）。

８　公営企業職員の状況

(1)　工業用水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) R６年度の総費用に占める職員給与費比率
R７年度	千円 4,417,571	千円 271,484	千円 437,247	% 9.9	% 10.7

（注）　本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費B/A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B		
R７年度	人 42	千円 186,895	千円 52,783	千円 85,305	千円 324,983	千円 7,738	千円

（注）1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数については、令和８年３月 31 日現在の人数である。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　特記事項

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
静　岡　県	43.8歳	380,484円	576,370円
団体平均	歳	円	円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③　職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
１人当たり平均支給額（R７年度） 1,214千円	１人当たり平均支給額（R７年度） 1,882千円
（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (　1.425)月分　(1.025)月分	（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (　1.425)月分　(1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　20～25%

（注）（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和８年４月１日現在）

工業用水道事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（２%～20%加算）		
（退職時特別昇給　無　）			（退職時特別昇給　無　）		
1人当たり平均支給額	－千円	－千円	1人当たり平均支給額	3,292千円	24,080千円

（注）1　工業用水道事業の１人当たり平均支給額は、令和７年度の支給者がいないため記載なし。

2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			9,951千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			191,400円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
静岡市	5%	15人	5%
浜松市	5%	4人	5%
三島市	5%	1人	5%
富士市	5%	23人	5%
磐田市	5%	7人	5%

エ 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			15千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			5,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R７年度）			2.0%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
危険現場作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450 円		
	右の業務(高所作業)に従事した職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310 円～360 円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円	2 人	6 千円
		道路上において行う、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額 360 円		
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円	1 人	1 千円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円		
対人折衝等業務手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 650 円又は 975 円		
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は 2,000円		

災害状況調査等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視の業務	日額 710 円～2,160 円		
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(著しく激甚である災害のうち管理者が認める災害への対処のため職員が派遣された区域に限る。)に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の業務 その他の管理者が認める作業			

（注）手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支給実績（R７年度決算）	26,141千円
職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	556千円
支給実績（R６年度決算）	29,070千円
職員１人当たり平均支給年額（R６年度決算）	619千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R７年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R７年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○扶養親族たる子 14,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子１人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表８級相当職員 3,500円 ・行政職給料表９級以上相当職員 不支給	同じ		5,045千円	229,300円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額　13,000 円 ・２分の１加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額　30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の２分の１の額	同じ		3,339千円	333,900円
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の１か月当たり最高支給限度額 150,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額（2,000 円～5,800 円）＋加算額（３㎞を超える１㎞につき 175 円～570 円）	同じ		10,879千円	226,600円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。	同じ		5,093千円	1,018,600円

	月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額				
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 １時間当たりの支給額:勤務１時間当たりの給与額×135/100	同じ		226千円	14,100円
初任給調整手当	（第１種初任給調整手当） 医学、歯学、獣医学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
	（第２種初任給調整手当） 月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 30,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給する。 １時間当たりの支給額:勤務１時間当たりの給与額×25/100	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3 か月以上の期間について、１か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000 円	同じ			
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 １回当たり：4,700 円～7,700 円	同じ			
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後 10 時から午前５時までの間）に	同じ		20千円	10,000円

	勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 １回当たり：上記①の場合 3,000 円～12,000 円（ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額）、上記②の場合 1,500 円～6,000 円（ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額）				

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) R6年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R7年度	5,737,827	713,615	642,395	11.2	10.2

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費B/A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R7年度	57	264,868	84,281	130,470	479,619	8,414	

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和8年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和８年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静 岡 県	50.4歳	419,929円	691,056円
団 体 平 均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
１人当たり平均支給額（R７年度） 1,433千円	１人当たり平均支給額（R７年度） 1,882千円
（R７年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425)月分 (1.025)月分	（R７年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425)月分 (1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５～20% ・管理職加算 20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和８年４月１日現在）

水道事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２％～20%加算）			定年前早期退職特例措置（２％～20%加算）		
（退職時特別昇給	無	）	（退職時特別昇給	無	）
1人当たり平均支給額	－千円	－千円	1人当たり平均支給額	3,292千円	24,080千円

（注）１　水道事業の１人当たり平均支給額は、平成７年度の支給者がいないため記載なし。
　　２　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			11,663千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			201,100円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
静岡市	5%	16人	5%
浜松市	5%	11人	5%
三島市	5%	8人	5%
富士市	5%	1人	5%
磐田市	5%	16人	5%
吉田町	5%	4人	5%

エ 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			79千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			7,200円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R７年度）			17.5%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
危険現場作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450 円		
	右の業務（高所作業）に従事した職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310 円～360 円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円	2 人	12 千円
		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に	日額 360 円		

		伴う交通整理の業務			
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円	6 人	13 千円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円	3 人	32 千円
対人折衝等業務手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 650 円又は 975 円		
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額 1,000 円又は2,000円		
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視の業務	日額 710 円～2,160 円	1 人	1 千円
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（著しく激甚である災害のうち管理者が認める災害への対処のため職員が派遣された区域に限る。）に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の業務			

（注）手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ　時間外勤務手当

支 給 実 績（R７年度決算）	34,979千円
職員１人当たり平均支給年額(R７年度決算)	700千円
支 給 実 績（R６年度決算）	36,343千円
職員１人当たり平均支給年額(R６年度決算)	727千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
　　２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R７年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R７年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○扶養親族たる子 14,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子１人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表８級相当職員 3,500円 ・行政職給料表９級以上相当職員 不支給	同じ		8,754 千円	265,300 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額　13,000 円 ・２分の１加算限度額　17,000 円 ・最高支給限度額　30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の２分の１の額	同じ		3,817 千円	347,000 円

通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の１か月当たり最高支給限度額 150,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000 円～5,800 円)＋加算額(３㎞を超える１㎞につき 175 円～570 円)	同じ		16,591 千円	291,100 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		6,821 千円	974,400 円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×135/100	同じ		446 千円	44,600 円
初任給調整手当	（第１種初任給調整手当） 専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
	（第２種初任給調整手当） 月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額:月額 30,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000 円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給する。	同じ			

	１時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×25/100				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 １回当たり：4,700円～7,700円	同じ			
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後10時から午前５時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 １回当たり：上記①の場合3,000円～12,000円（ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100分の150を乗じて得た額）、上記②の場合1,500円～6,000円（ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100分の150を乗じて得た額）	同じ		8千円	8,000円

(3) 地域振興整備事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) R６年度の総費用に占める職員給与費比率
R７年度	千円 476,505	千円 49,039	千円 61,356	% 12.9	% 67.8

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費B/A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
R７年度	人 13	千円 56,961	千円 18,235	千円 26,572	千円 101,768	千円 7,828	千円

(注)１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和８年３月 31 日現在の人数である。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
静　岡　県	42.1歳	394,226円	688,163円
団 体 平 均	歳	円	円

(注)　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

地域振興整備事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
１人当たり平均支給額（R７年度） 1,396千円	１人当たり平均支給額（R７年度） 1,882千円
（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (　1.425)月分　(　1.025)月分	（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (　1.425)月分　(　1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　20～25%

(注)　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和８年４月１日現在）

地域振興整備事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２％～20%加算）			定年前早期退職特例措置（２％～20%加算）		
（退職時特別昇給　無　）			（退職時特別昇給　無　）		
1人当たり平均支給額	－千円	－千円	1人当たり平均支給額	3,292千円	24,080千円

（注）1　地域振興整備事業の１人当たり平均支給額は、令和７年度の支給者がいないため記載なし。
2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			2,537千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			195,200円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率割合）
静岡市	5%	15人	5%
吉田町	5%	1人	5%

エ　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			39千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			6,500円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R７年度）			30.8%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
危険現場作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450 円		
	右の業務(高所作業)に従事した職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310 円～360 円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円		
		道路上において行う導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額 360 円		

特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円		
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円		
対人折衝等業務手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 650 円又は 975 円	6 人	33 千円
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額 1,000 円又は 2,000 円		
災害状況調査等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視の業務	日額 710 円～2,160 円		
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（著しく激甚である災害のうち管理者が認める災害への対処のため職員が派遣された区域に限る。）に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の業務			

（注）手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ　時間外勤務手当

支 給 実 績（R７年度決算）	6,353千円
職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	578千円
支 給 実 績（R６年度決算）	8,150千円
職員１人当たり平均支給年額（R６年度決算）	741千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
　　２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R７年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R７年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○扶養親族たる子 14,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子１人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表８級相当職員 3,500円 ・行政職給料表９級以上相当職員 不支給	同じ		1,820 千円	260,000 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額　13,000 円 ・２分の１加算限度額　17,000 円 ・最高支給限度額　30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の２分の１の額	同じ		2,064千円	344,000円

通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の１か月当たり最高支給限度額150,000円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000円～5,800円)+加算額(３㎞を超える１㎞につき175円～570円)	同じ		2,996千円	332,900円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		2,330千円	1,165,000円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×135/100	同じ		42千円	14,000円
初任給調整手当	（第１種初任給調整手当） 専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
	（第２種初任給調整手当） 月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額:30,000円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、３か月以上の期間について、１か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前５時までの間	同じ			

	に勤務した職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×25/100				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 １回当たり：4,700 円～7,700 円	同じ			
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後 10 時から午前５時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 １回当たり：上記①の場合3,000円～12,000 円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額)、上記②の場合 1,500 円～6,000 円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては､100 分の 150 を乗じて得た額)	同じ			

(4) がんセンター事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) R6年度の総費用に占める職員給与費比率
R７年度	千円 45,820,726	千円 ▲512,060	千円 16,368,477	% 35.7	% 34.9

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費B/A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R７年度	人 1,142	千円 5,085,268	千円 3,015,426	千円 2,334,822	千円 10,435,516	千円 9,138	千円

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和８年３月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和８年４月１日現在）

医 師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静 岡 県	46.6歳	643,009円	1,573,822円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静 岡 県	38.6歳	378,244円	597,785円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静 岡 県	41.3歳	377,035円	617,276円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

がんセンター事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
１人当たり平均支給額（R７年度） 2,020千円	１人当たり平均支給額（R７年度） 1,882千円
（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (1.425)月分　(1.025)月分	（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (1.425)月分　(1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　20～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和８年４月１日現在）

がんセンター事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（２%～20%加算）		
（退職時特別昇給　無　）			（退職時特別昇給　無　）		
1人当たり平均支給額	1,650千円	15,819千円	1人当たり平均支給額	3,292千円	24,080千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した場合は「定年」とする。

２　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			360,778千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			312,400円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
静岡市	5%	2人	5%
長泉町	5%	988人	5%
がんセンター医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16%	182人	16%

エ　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			339,275千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			376,100円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R７年度）			68.8%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
臨床等業務手当	右の業務に従事した職員(がんセンター医療職給料表(3)の適用を受ける職員を除く。)	診療、検診その他保健指導又は患者に接する業務	がんセンター医療職給料表(1)及び(2)の適用を受ける職員並びに医療社会事業担当職員、心理判定員等は月額6,600円 ～136,800円 その他の職員は日額310円 医師又は歯科医師が同時に複数手術の管理指導等に従事したときは、次の額を加算する。 ・麻酔科又は集中治療科に勤務する医師 １月につき 200,000円 ・それ以外の医師又は歯科医師が、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事した回数１回につき10,000円	425人	163,566千円
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額360円	183人	5,505千円

有害薬品等取扱手当	薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師又は看護師	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日額 310 円	81 人	1,999 千円
夜間看護等手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前５時までの間をいう。)において行われる看護等の業務	１回につき 2,040 円 ～10,000 円	412 人	161,025 千円
	がんセンター医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し管理者が定める特別の事情の下での救急医療等の業務	１回につき 1,280 円	54 人	227 千円
手術室看護業務手当	看護職員	手術室での業務	日額 360 円	43 人	2,964 千円
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額 1,000 円又は 2,000 円		

（注）手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支給実績（R７年度決算）	1,285,302千円
職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	1,128千円
支給実績（R６年度決算）	1,390,800千円
職員１人当たり平均支給年額（R６年度決算）	1,220千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R７年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R７年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○扶養親族たる子 14,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子１人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表８級相当職員 3,500円 ・行政職給料表９級以上相当職員 不支給	同じ		123,518 千円	292,700 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円 ・２分の１加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の２分の１の額	同じ		91,175 千円	304,900 円
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の１か月当たり最高支給限度額 150,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額（2,000 円～5,800 円）＋加算額（３㎞を超える１㎞につき 175 円～570 円）	同じ		98,281 千円	95,800 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職	同じ		23,575 千円	1,178,800 円

<table>
<tr><td></td><td>員のうち、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程で指定する職を占める職員に対し支給する。
月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>休日勤務手当</td><td>静岡県がんセンター局職員就業規程に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。
１時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×135/100</td><td>同じ</td><td></td><td>125,665 千円</td><td>168,700 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">初任給調整手当</td><td>（第１種初任給調整手当）
専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。
月額：2,500 円～417,600 円</td><td>同じ</td><td></td><td>576,260 千円</td><td>3,166,300 円</td></tr>
<tr><td>（第２種初任給調整手当）
月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給する。
月額：①と②の差額を月額に換算した額
①
（給料月額＋地域手当）×12/38.75×52
②
<table><tr><th>職員の在勤する地域</th><th>基準額</th></tr><tr><td>東京都</td><td>1,226 円</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>1,097 円</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>1,177 円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>単身赴任手当</td><td>公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。
月額：月額 30,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額</td><td>同じ</td><td></td><td>3,294 千円</td><td>470,600 円</td></tr>
<tr><td>在宅勤務等手当</td><td>住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3 か月以上の期間について、1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられ</td><td>同じ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

	た職員に支給する。 月額：3,000 円				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×25/100	同じ		58,887 千円	115,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 １回当たり：2,000 円～22,500 円	異なる	１回当たり：4,700 円～7,700 円	50,318 千円	147,100 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後 10 時から午前５時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 １回当たり：上記①の場合 3,000 円～12,000 円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額)、上記②の場合 1,500 円～6,000 円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額)	同じ		4,420 千円	260,000 円